

日本社会福祉系学会連合補助金制度要項

2017年5月28日 施行

2024年5月26日 改正

1. 日本社会福祉系学会連合の加盟学会が活性化することを目的とし、毎年4月1日～翌年3月31日の期間において、外部の専門家（非会員）に講演等を依頼する場合の旅費または講演等の開催に際して発生する経費の一部を補助する。
2. 補助の対象となる講演等の開催にあたっては、大会、シンポジウム、研修会等とし、補助金の額は、一回5万円を限度とする。
3. 補助金の申請を希望する学会は、所定の「日本社会福祉系学会連合補助申請書」に必要事項を記入し、『大会等プログラム』あるいは『大会等プログラム』（案）を添えて、当学会連合事務局宛に提出し申し込む。
4. 補助金を受ける学会は毎年5学会を限度とする。
5. 補助金を受ける学会の選定及び補助金額は、講演内容や補助を受けた回数などを勘案して、運営委員会で協議し決定する。
6. 補助金を受けることが決まった学会は、「日本社会福祉系学会連合経費精算書」を領収書と共に当学会連合事務局宛に提出する。
7. 当学会連合事務局は受理した「経費精算書」を確認した後、速やかに当該学会が指定する口座に補助金を振り込む。
8. 補助金を受けた学会は、大会等の開催後に報告書（報告記事）を提出する。提出した報告書については、学会連合の広報媒体に掲載、掲示を承諾するものとする。
9. 本制度は単年度制度であり、毎年総会前に開催される運営委員会において、決算状況に鑑みて次年度実施の可否を決定する。
10. この要項を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

（附則）

- 1 この制度は2017年5月28日より施行する。
- 2 募集期間中に申請する事業が行われた場合は『大会等プログラム』を、募集期間後に申請する事業が行われる場合は、『大会等プログラム』（案）を提出する。
- 3 この制度は2021年5月30日より施行する。
- 4 この制度は2024年5月26日より施行する。ただし、2024年4月1日から2024年5月31日までに開催された事業については、2023年度中に未申請の場合に限り、2024年度の補助金制度の対象として取り扱うことができる。